

飼料・飼料添加物の製造・輸入業者の届出について

1 飼料・飼料添加物の製造・輸入業者の届出

[新規届]

飼料・飼料添加物の製造・輸入業者は、事業を開始する2週間前までに、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届出してください。

[変更・廃止届]

飼料・飼料添加物の製造・輸入業者は、届出事項に変更が生じたとき又は業務を廃止したときは、その日から1ヶ月以内に、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届出してください。

[届出期限を過ぎた場合]

届出期限を過ぎてしまった場合は、下記「問合せ先」まで御連絡ください。

2 届出の際の提出書類の種類

[新規届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）製造（輸入）業者届」
- (2) 参考資料（原料から製品までの生産工程を記した「製造フローシート」など、届出内容によって異なります。）

[変更届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）製造（輸入）業者届出事項変更届」
- (2) 参考資料（原料から製品までの生産工程を記した「製造フローシート」など、届出内容によって異なります。）

[廃止届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）製造（輸入）業者事業廃止届」

3 届出書の提出方法

- (1) 提出前に、下書きの段階で書類一式をメール送信してください。記載内容について事前確認いたします。
- (2) 届出書は3部提出してください。1部は東京都で受付後に控として返却します。
- (3) 届出書の提出にあたって郵送する場合は、返信用封筒（切手貼付、宛先記載）及び担当者の名刺を同封してください。
- (4) 電子申請については、下記までお問合せください。

4 届出書の控について

東京都においては、提出された届出書を受付後、1部を控として返却し、届出内容を管理しやすいようにしていますので、控の適正な整理・保管をお願いします。

【問合せ・届出書提出先】

東京都家畜保健衛生所

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2759

電 話：042-588-7171

メール：hishiryo@section.metro.tokyo.jp